

資料 4

「報告事項」

- 奈良県病院の人員の基準等及び病床の
有効利用に関する条例の概要 1
- 病床配分後の状況について 2



奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の概要

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、医療法（以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い病床数の補正及び病院の人員等の基準を定めるとともに、本県において既存の病床数が基準病床数を超える状況にあることから、病床の有効利用について定めるものである。

2 制定内容

(1) 病床数の補正及び病院の人員等の基準

法に基づき、次の事項について医療法施行規則で定める基準に従い、又は同令で定める基準を参照して規定する。

項目	内 容		基準
病床数の補正に関する事項			
補正の方法	・職域病院等 病床数×本来目的利用者以外の者の数÷利用者数 ・ハンセン病療養所、医療観察法指定病院、ICU病床等 算定外 ・介護老人保健施設 入所者定員×0.5		従う
病院等の人員及び施設の基準			
病院	専属の薬剤師の設置の基準	病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所に、専属の薬剤師を置かなければならない。	従う
	人員基準	薬剤師 (精神病床及び療養病床の入院患者数÷150) + (それ以外の病床の入院患者数÷70) + (外来患者の取扱処方箋数÷75)	従う
		看護師及び准看護師 (療養病床、精神病床及び結核病床の入院患者数÷4) + (感染症病床及び一般病床の入院患者数÷3) + 外来患者が30を増すごとに1を加えた数	従う
		看護補助者 療養病床の入院患者数が4を増すごとに1	従う
		栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1	従う
		診療放射線技師、事務員その他の従業者 実状に応じた適当数	参酌
	理学療法士及び作業療法士	療養病床を有する病院にあっては、実状に応じた適当数	参酌
施設基準	消毒施設及び洗濯施設	蒸気、ガス又は薬品を用いる等により入院患者等の被服、寝具等の消毒を行うことができる。	参酌
	談話室	入院患者同士や入院患者と家族が談話を楽しめる広さを有すること。	参酌
	食堂	入院患者1人につき1m ² 以上の広さを有すること。	参酌
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。	参酌
療養病床を有する診療所	人員基準	看護師及び准看護師 入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1	従う
		看護補助者 入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1	従う
		事務員その他の従業者 実状に応じた数	参酌
	施設基準	談話室、食堂及び浴室 病院の施設の基準と同じ。	参酌

(2) 病床の有効利用等

ア 病院等は、患者の病状及びその医療機能に応じた医療を提供するため、病床の有効利用を図るよう努めなければならない旨を規定する。

イ 病院等は、病床の有効利用を通じた医療提供施設の機能分化に関する施策の推進を図るために知事が行う情報の収集に関して協力しなければならない旨を規定する。

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日から施行する。
- (2) 次の事項について、所要の経過規定を置く。
 - ア 介護老人保健施設に係る病床数の補正
 - イ 病院等の人員の基準

病床配分後の状況について

○生駒市立病院：(新規開設：210床)

- ・平成22年12月15日に病院開設許可を受けた。開院予定は平成27年3月。
- ・実施設計の見直しにより、建築工事の着工予定が2ヶ月程延び、平成25年5月末着工予定となるが、開院時期は工事期間等の短縮で平成27年3月に間に合わせ、変更はない。

○阪奈中央病院：(増床56床)

- ・増床に係る病院開設許可を平成25年3月末までに受ける予定。竣工は平成26年3月。
- ・当初の増築予定地の土地取得交渉が不調に終わったため、現在の病院駐車場の一部に建築場所を変更する。
- ・現在の建築場所は道路から離れた一番奥待った場所になり、救急車の直接進入も不可で、搬送に非常にロスが生じるため、事前協議で申請していた増床内容は旧病棟で行い、新病棟には旧病棟にある療養病床の機能を移設する計画に変更。
- ・事前協議で申請していた医療提供内容に変更はない。

○(仮称) 登美ヶ丘リハビリテーション病院：(新規開設：122床)

- ・病院開設許可は平成25年8月頃に受ける予定。平成25年12月に開院予定であったが、建築場所の土地区画整理事業の遅れにより開院時期が4ヶ月遅れ、平成26年4月となる。

○(仮称) 奈良リハビリテーション病院：(新規開設：111床)

- ・病院開設許可は平成25年5月頃に受ける予定。平成25年9月に開院予定であったが、建築場所が市街化調整区域内のため調整が長引いており開院時期が7ヶ月遅れ、平成26年4月末となる。

○田北病院：(増床4床)

- ・増床に係る病院開設許可を平成24年5月29日に受け、平成24年8月1日から使用を開始。

○東生駒病院：(増床5床)

- ・増床に係る病院開設許可を平成24年5月29日に受け、平成24年7月1日から使用を開始。

○(仮称) 平成まほろば病院：(新規開設：69床)

- ・病院開設許可は平成25年3月末までに受ける予定。開院時期は平成26年10月で現在のところ変更はない。

平成 25 年 2 月 7 日

奈良県医療政策部
地域医療連携課 御中

医療法人 和幸会
阪奈中央病院
理事長 栗岡 博良 (印)

事前協議変更について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今回、事前協議の変更をお願いする理由は下記の通りでございます。

事前協議の変更理由

今回、事前協議で申請しておりました、新病棟の使用を一般病棟から療養病棟に変更をお願いするに至った経緯は次の通りでございます。

小児科開設におきましては、小児科医師が確保出来たこともございまして、増床時の計画から前倒しで、本年 4 月に開設をする準備を進めているところであります。

新館建設場所の計画断念に伴い計画を変更

一般病棟から療養病棟への変更をお願いしなければならないのは、当初の増床新館建設場所が、病院南側から、同じく病院北側に建設を変更しなければならなくなつたことであります。

当初の計画は、病院南側の来客用の駐車場に、本館と並列に新館を増築する予定でありました。その駐車場の更に南側に遊休農地があり、その土地が買収して駐車場として利用する計画がありました。当初は、買収が容易にできるとの感触を得ておきましたが、所有者との交渉が難航致しました、粘り強く交渉を継続致しましたが、最終的には断念致しました。このことにつきましては、皆様に大変ご迷惑をおかけ致しましたことお詫び申し上げます。その後、建設の計画を病院の北側に変更することになりました。

救急患者受入拡大

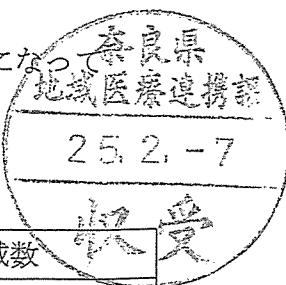
当院、昨年 9 月に病院長が交代致しました。新院長は、昨年 1 月に赴任し、総合診療科を開設と同時に、ER 室を設置し、救急患者の受け入れの拡大を致しました。受入件数増加については、生駒救急からも高い評価を頂いております。

救急患者の受け入れの拡大により、急性期から回復期リハビリ病棟の充実が必要になつて参りました。今後も、救急に受入拡大に努力して参ります。

院長の交代により、病院としての方針 方向性が変わりました。

救急受入状況

項目	平成 24 年 実績	平成 23 年 実績	増減数
救急受入患者数	1,114 人	885 人	+229 人
受入後の入院患者数	458 人	339 人	+59 人
延入院患者数	45,270 人	43,065 人	+2,205 人



院内の患者の搬送経路の問題点

患者様の移動に関するこの問題点がございます。

図面（患者搬送経路）にありますように、救急の患者様の一連の動きは、まず、救急車はピロティ（救急受入口）に到着します。隣接している救急処置室にて処置した後に、新館への移動する際は、待合ホールを通り、物品搬入用の職員通路から、給食課の搬入口前を通過して、新館の入口へ移送する経路になります。

一旦室内から外に出ることになりますので、夜間 冬場 雨天時には、特に問題があります。患者様を、本館から新館への移動は、状態が落ち着いていない状況のなかでは、適切であると言えず、状態の落ち着いた患者様の療養病棟であることが通常であると考えます。医局の先生方からも、新館は、療養病棟が適切ではないかの意見が多数を占めます。

将来の本館建て替え計画

当院開院は、平成 53 年で現在約 35 年を経過しており、建物の老朽化が顕著になり、建て替えを検討しなければならない時期に来ているところであります。

今回の増床における計画を第 1 期増築計画とすると、第 2 期 第 3 期の計画としては、現在のプレハブ棟やハイマート生駒の立地する場所での建て替え案で進めていく予定であります。その計画で、療養病棟の立地として考えた場合、環境面から、道路から離れた静かで落ち着いた場所がよいと判断するのは、患者様の立場から考慮したら、ごく当たり前ではないかと考えます。

患者様の満足度向上

当院の昨年 4 月時点での外来患者の平均年齢は、64.7 歳です。今後は、団塊の世代が高齢者となります。この世代を意識した病院づくりも必要であります。権利意識が高く、自己主張の強いこの世代の考え方に対応できる病院でないと、支持されないのでとの危機感がございます。4 人部屋の多くを、2 人部屋に改装して、ゆったりとした空間を確保して、満足度を向上させたいと考えます。

以上より、増床する新病棟の使用を、一般病棟から療養病棟に変更をお願いすることに至りました。

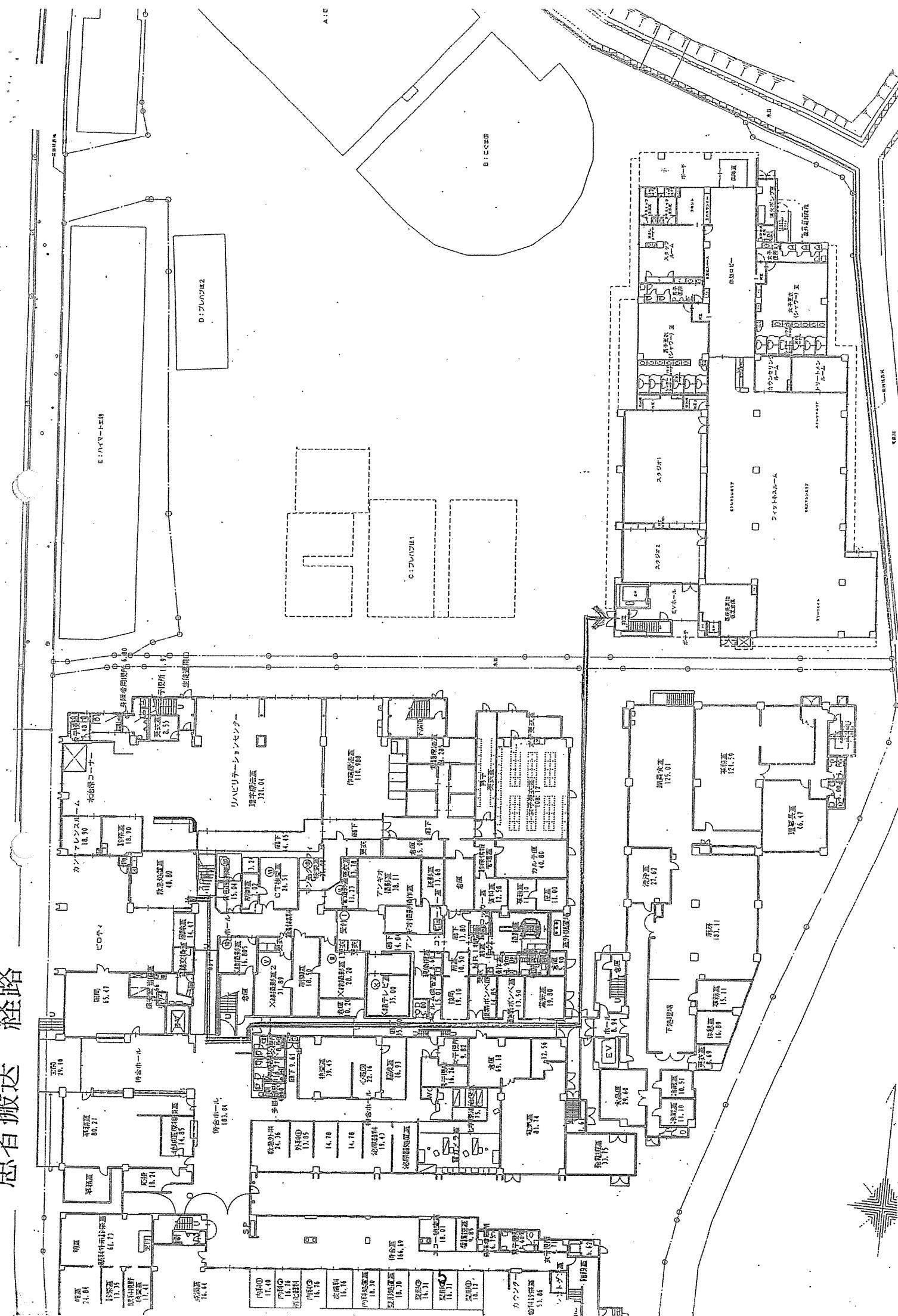
しかし、別添書類より、今回の増床分は、急性期（一般病棟）として増えるので、療養病棟が増えることではないことを、ご確認下さい。

今後益々、厳しくなる環境の中で、病院全体の運営を考えた上での判断でございますのでご理解頂きたいと存じます。

今まで以上、地域住民から信頼され親しまれる病院でありますよう、地域医療 福祉に貢献して参りたいと考えております。

今回の件、何卒 ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

路徑者搬者



平成 24 年 12 月 10 日

奈良県医療政策部長 様

病床配分決定者

住 所 〒745-1132

山口県周南市大字湯野 4-2-8 番地 1

名 称 医療法人社団 生和会

代表者 理事長 白川 重雄



連絡先 彩都リハビリテーション病院

電話番号 072-728-7770

担当者 副理事長 白川 雲将

遅延理由書

平成 24 年 6 月 26 日付通知にて承認を受けました「登美ヶ丘リハビリテーション病院」計画に関して、医療法に基づく病院開設許可手続きを指定期日（平成 25 年 3 月 31 日）までに提出できない見込みとなりましたので、本文書を提出させていただきます。

主な遅延理由は、土地の造成計画が遅れているためであります。今回の計画は近畿日本鉄道株式会社様の所有の土地を 30 年の事業用定期借地契約で借り受け病院を建設する予定ですが、現在は近畿日本鉄道株式会社様が、土地区画整理事業の造成の申請している段階であります。土地の造成計画の遅れにより、病院開設許可に必要な建築確認済証の発行が 7 月末から 8 月の予定となっており、当初の計画より約 3 か月ほど申請スケジュールが伸びております。ただし、その後の建築工事の短縮を図り病院の開設は事前協議書の予定通り、平成 26 年 4 月 1 日の予定で計画をしております。

当院の取り組みとしましては、今年 12 月中には建築図面も完成をし、近畿日本鉄道株式会社様との土地の契約も 12/17 に予定をしております。職員の募集に関しましても、管理職をはじめ着々と準備を進めているところでございます。また今後のスケジュールにつきましても、地域医療連携課および医療管理課のご担当者様にご報告をさせていただきます。

これまでの経緯に対し、当法人の置かれました状況にご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上

奈良県
地域医療連携課

24.12.14

收文

平成 25 年 2 月 7 日

奈良県医療政策部
地域医療連携課 殿

理 由 書

「平成 25 年 3 月 31 日までに病院開設許可を受けられない旨の理由について。」

記

病院開設許可申請において先に当該病院施設の建築確認申請の確認済証を取得が必要ですが、当該病院施設計画地が市街化調整区域内のため、建築確認の先に開発許可を受けることが前提です。医療連携課より病床数 111 床新設通知を受け取った後、速やかに建築関係許認可及び確認申請に向けて開発事前協議を行っておりますが、現在の建築関連許認可の最短工程では開発許可については平成 25 年 3 月下旬に許可予定、建築確認済証においては平成 25 年 5 月中旬～下旬にかけて取得予定です。そのため、建築関係許認可の時期が平成 25 年 3 月 31 日以降も続き、平成 25 年 3 月 31 日までに病院開設許可を受けることができません。

よって、建築確認済証を交付を受けたあかつきには、速やかに病院開設許可申請を貴課へ提出して病院開設許可を受けますので、病院開設許可を受けられない旨の理由のご理解とご配慮をよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 2 月 7 日

奈良県 北葛城郡広陵町馬見南 4-1-18

医療法人 良成会 エリシオンクリーク
理事長 金子 紳一郎



